新岩手日報
発行所
株式会社 新岩手社
盛岡市内丸61
電話代表1615番
振替口座盛岡20番
編集兼印刷発行人 [illegible]

信用 結婚 其他一般 調査機関
帝國興信所盛岡支所
電話二一〇五番

# 内閣に水害対策委員會
## きょう臨時閣議開く

政府は今次の関東北の激甚な水害対策につき緊急措置を講ずる為十七日午前の労働関係閣僚懇談会に特に木村内相の出席を求めて被害状況について説明を求めたが、まず今次水害救済のため内閣に全國風水害対策委員会を設けることになり十八日臨時閣議を開き正式に決定する

委員長には西尾官房長官、委員には関係各省次官、局長を充て当面の救済、應急復旧、根本対策の三段階に分けて対策を講じさらに内務省に設けられた東北水害対策委員会はこれに合併される

このため労働関係閣僚懇談会終了後西尾官房長官は更に木村内相と打合せを遂げた、また木村内相、一松厚相は十八日の閣議終了後水害地視察のため出張するので両相視察の結果に基き更に関係閣僚会議を開き今後の救済対策について協議する、なお政府はとりあえず水害現地にたいし医薬品を発送したがそのための次官救援物資、衣料品類などについては関係地方廳と連絡をとり急速に配送する

### 両院でも本会議

衆参両院の各派交渉会は十七日ともに今回の水害に関して協議したがとりあえず十八日午前十時参議院、午後一時衆議院にそれぞれ特に本会議を開き木村内相、平野農相から水害状況および政府の應急対策の説明を聴取する、なお十七日の参院國土計画委員会は関東地方水害調査

た、沿羅太郎(自、埼玉)大山安(緑、全国)石川一衛(民、埼玉)の三氏を十九日から一週間栃木、茨城、埼玉三県に派遣することと、最近の大水害の頻発にかんがみ政府に根本的な治山治水対策の急速樹立を求める決議案を本会議に上程することを決定した

# 浸水約五十萬戸
## 関東の被害

【渉外局十七日発表】十五日本州中部を襲ったカサリーン台風の被害につき占領軍当局に入った情報はつぎのとおりである

現在迄のところ浸水家屋総数は約五十万戸、日本人死者、行方不明者計二千二百八十名以上に上ると推定される、被害は栃木、群馬、埼玉三県が最も甚しく山梨、茨城、千葉の各県がこれについでいる

### 救援物資を急送

総司令部公共衛生福祉部発表によれば厚生省当局では被災地方に救援物資を急送するためあらゆる手段を講じているが差当り第一回分としてたん白性食糧六万八千ポンド、石ケン一万三千六百個、婦人用衣服一万三千六百着、小児用衣類二万七千組、男子ズボン二千着、同シャツ二千着、上着一千着を急送することになった

### 災害者に自由支拂

十七日の衆院財政金融委員会で小坂大蔵政務次官は今次水害に対し緊急策をとる旨次のように説明した『今度の風水害に対しても災害の程度が判り次第、復旧資金の額を決定しこれを融通する方法をとる方針である、また差当り災害者に対しては一人当り世帯主五千円、世帯員一千円の封鎖預金からの自由払いを認める』

### 労働関係閣僚懇談会

政府は十七日午前九時廿分首相官邸で労働関係閣僚懇談会を開き

一、北海道官公職労組の要求に基く石炭手当支給の件

一、東北六県官公職労組の要求に基く寒冷地手当支給の件

を審議したのち全逓の要求に対する回答、水害対策など当面の問題につき意見を交換して同十一時散会

# 最高労働会議は急がぬ
## 米窪労働相答弁

米窪労働相は十七日の衆院労働委員会で最高労働会議は急速には発足出来ないむね次のように答えた

最高労働会議は私の理想に過ぎない、國と労働問題を処理するためには関係各省および民間との折衝が多くなるので必然的に設置しなければならぬと信ずる、しかし労働会議を設けるなら当然最高経済会議のようなものを必要となる、労働関係懇談会や経済復興会議などとの振合いもはっきりしなければならぬ、だが問題はそこまで進展していない、労働関係懇談会や閣議にも未だなんら諮っていない

# 北海道の官公吏に石炭手当を支給

北海道官公職労働組合では石炭手当支給を要求中であったが政府は十七日の労働関係懇談会で協議の結果炭価の大幅値上りの事実を考慮し本年度に限り一定量の石炭(一世帯当り約二・二トン)を石炭手当として金額に換算支給することに意見一致し十八日の閣議で決定する

なお東北六県官公職労組の要求する寒冷地手当についてはこれを別個に支給することは千八百円ベース堅持の建前より原則として認めがたいが、できる限り監督金および地域給額金支給の際地域差額金四億円のワク内で配分操作によって考慮する

# 七月の労働争議状況

労働省は七月中の労働争議統計を次のように発表した

七月中の労働紛争件数六十六件(内訳、同盟罷業廿二件、同盟怠業九件、工場閉鎖七件、生産管理八件、争議行為に訴えることなく第三者が調停あっ旋したもの廿件、参加人員二万八千二百四十三名)紛争要求事項(重複)金額関係卅九件、経営協議会および団体協約の締結九件、解雇反対九件、解雇手当増額八件その他一件

# 民主の眞髄へ
## マ元帥日本を語る

【ニューヨーク十五日発UP・東京來電=共同】マ元帥は最近日本の現状についてつぎのように語った

終戦によって日本人は神話的な軍閥化から救われたが、彼らは他のものである自由という偉大な概念をつかむ上に驚くべき能力を示して來た、それは史上類例なき無血革命ともいうべきものである、キリスト教の精神を受入れているということは必ずしも日本人が宗教としてキリスト教を信じなければならないということを意味するものではない、しかしながら降伏以来二カ年日本のキリスト教は非常な発展を見、今やキリスト教は大きな機会に恵まれていると信じている

全体主義の破壊によって日本には精神的な空虚が出來たが、これは却ってキリスト教に機会を与えたのである

今や個人としての人の尊厳という考えが起りつつある、日本人は欲するところそのまゝをいゝ、行うことが民主主義の真髄だということをさとり始めた

自由とキリスト教精神が鍵を握るものであるとするならば最早日本人の行手を阻むことは出来ない、日本人が今急速に学んでいる考えを日本人の一人々々が信ずるというのであれば、この考えは永続的なものとなるであろう、日本人はいわば学令期にあるのであって、終戦までは日本人程孤立したものは他にいなかった

この孤立からの救は現在自由獲得への見透しについて今までにない幸運な立場に置かれている、私は日本が将来武装を解除されて平和な一員として國際家族に加わることについて楽観している、努力主義を主張した軍國主義的な政は既に誤っていたことが明かとなっており國民は平和的方途がはるかにすぐれているとの確信を持ち始めている

### 予備金支出

政府は十六日の閣議で総額六千四百卅七万五千円の予備金支出を決定した、主なもの次の通り(単位千円)新聞講読希望調査に必要な経費二五〇〇、公職適否審査に必要な経費二五三三、臨時國勢調査に必要な経費二五八六、文部省通信教育部設置に必要な経費四九六八、正倉院御物展覧に必要な経費一五六七、臨時農業実態調査費三〇四七

### 皇室会議互選開票

十六日行われた皇室会議の皇族議員互選は開票の結果、高松宮殿下廿六票、秩父宮妃殿下廿票、三笠宮殿下十六票、高松宮妃殿下十一票で三日以内に辞退の申出がない限り高点者二名が正議員に残る二名が予備議員に当選する

# 参院補選 三候補で争う
## 八重樫氏は辞退

参議院補選は十七日をもって立候補届出を締切ったが、同日無所属で立候補した二戸郡小鳥谷村農開拓協会長八重樫幸次郎氏は辞退、これで六年議員をめざす[illegible]人は自由党の盛岡商工会議所会頭川村松助氏、共産党地方委員長三浦直彦氏、それに県立女専教授小林[illegible]代女史(無)の三名となった、なお現政府与党側の社会党、民主党はいずれも特定の候補をおすことは断念せざるを得なくなった

### 教育復興を申合せ

縣教職員組合中央委員会は十七日午前九時から盛岡市で開き参議院補選対策について討議したが組合としてはこんどの選挙に立候補者を出さず強力な教育復興運動を展開することを申し合せた

# 國連総会開く

【ニューヨーク十六日発AP=共同】第二回國連総会は十六日午前十時フラッシング・メドウの総会場でアラーニア氏(ブラジル外相)司会の下に開会した

この日大会議はギリシア、パレスチナ拒否権などの問題をはじめ直接米ソの対立に関係する重要懸案の討議を控えて早くも緊張した空氣を示した

アラーニア議長のあいさつの後総会議長の選挙に入り結局アラーニア氏の総会議長再選が決定した、午後は六委員会の委員長と七人の総会副議長を選出、これによって十四カ國運営委員会が構成された

# 孫科國府の方針語る

【ナンキン十六日発UP=共同】孫科國府副首席は十六日UP記者と会見『ウエデマイヤー特使のトルーマン大統領に対する報告如何によっては國府は米ソ何れに接近するかについて考えてみなければならなくなるまい』と次のように語った

ウエデマイヤー特使の大統領に対する報告結果が判明したときには中國としては米國とソ連の何れの側に接近する方が中國にとって利益であるかについて研究しなければなるまい、現在ソ連の中國に対する政策は米ソが公然と衝突するようなことになった場合に中國が米國側につきはしないかとの恐れから來ているのだから中國が米國と密接に結ばれていないということになれば恐らくもっと友好的な態度をとるだろう、米國の極東政策は優柔不断と不安定と混乱の政策である

# 東京裁判
## 土肥原被告関係に移る

十六日午後の東京裁判は荒木被告の弁護を終り土肥原関係に移り太田弁護人が左のような冒頭陳述を朗読した

土肥原被告に関する多くの情報が検察側によって有力な証拠として採択されたがこれらは大体伝聞か根拠のないウワサに過ぎぬ、弁護側は奉天陸軍特務機関員を喚問、同人の證言がいな[illegible]させる、中國に[illegible]証拠中に土肥原[illegible]接やつたと言[illegible]い、土肥原は武[illegible]いにつき常に[illegible]土肥原が公正[illegible]民衆間に人望[illegible]ため土肥原と[illegible]一答録を提出[illegible]混乱した奉天の[illegible]たことを立証[illegible]

十七日は太田弁護[illegible]柴山兼四郎中将[illegible]要旨次の口供書[illegible]

一、土肥原は張学[illegible]代、日華両國の[illegible]疑惑観念を捨て[illegible]していた

一、検事側証人[illegible]徳純将軍は『土[illegible]る柴山という[illegible]つ発二日前に[illegible]が近くある大き[illegible]め渡満すると[illegible]たが右の事実[illegible]

午後はワーレン[illegible]が現地で官民の[illegible]ン卿からも信頼[illegible]す土肥原リツト[illegible]の後、矢崎調十[illegible]土肥原は原地[illegible]隊の軍紀厳正[illegible]言の口供書を朗[illegible]関東軍局調査[illegible]土肥原兵団参謀[illegible]くに証人とし[illegible]より土肥原の原[illegible]証何れも反対尋[illegible]代つて服部卓四[illegible]を喚問『土肥原[illegible]には全然関係[illegible]を朗読、イワ[illegible]対尋問を行つ[illegible]ても証人は土[illegible]はノモンハン[illegible]と証言尋問[illegible]

### 本紙号外発行

本社は昨十七日[illegible]のため第一、[illegible]発行し読者に[illegible]

# 参院選挙にも適用
## 政党法衆院試案成る

衆議院の特別委員会で立案中の政党法案は休会中に衆議院法制部でこれまで各委員から提出された意見を織込んだ試案を作成、十六日各党に配布されたが、法制部試案『政党法案要綱』の概要次の通り

◇政党の範囲 一、一名でも所属の國会議員を有する政治団体

一、所属國会議員を持たなくても前回の総選挙でその党に属する各候補者の総得票数が全候補者の得票総数の百分の一以上あった場合、また参議院議員選挙において毎回(通常選挙に限る)その党所属候補者の総得票数が全候補者の総得票数の(地方区にあっては)百分の六(全國区にあっては)百分の十以上の場合および前回の総選挙当日有権者総数の百分の一以上の選挙人の連署を得たものは何れも政党と認める

◇政党の結成 一、政党は名称、目的、主たる事務所の所在地、代表者の住所氏名、所属國会議員の住所氏名、各候補者の得票数と総得票数、その選挙者の住所氏名および選挙区名を政党中央管理委員会に届出なければならない

一、政党が解散又は合同により消滅した時も同様届出を要する

◇政党の組織 一、政党はその名称の告示があった日から一カ月以内に党則、政策綱領、所在地、代表者、主要役員、会計責任者の住所氏名、党員数などを政党中央管理委員会に届出なければならない

一、毎年六月末と十二月末現在で党員数を一カ月以内に届出なければならない

一、党則には名称、目的、所在地、機関の名称、組織権限、役員の選任方法、任期、権限、党員の資格、入党、脱党、除名の規定、会議、会計、党費、党則の変更その他を記載しなければならない

一、党員の住所氏名、入党年月日を記載した党名簿を事務所に備付けて置かねばならない

一、支部に都道府県を通選とし必要と認めた場合は地方連合本部又は支部分会を設けることが出来る、支部その他を設けた場合は政党地方管理委員会および中央管理委員会に届出なければならない

一、主要役員の選任および合同、解散は所属党員多数の意見に基いて行わなければならない

一、國会議員の選挙が行われた時から三カ月、内閣総辞職の時から新首相指名の議決が國会で行われるまでの間は党員の党籍変更を認めない、但し無所属となる場合は例外である

◇会計 一、政党の会計年度は毎年四月一日から翌年三月末日までとす

一、党員は党則の規定により党費を納めなければならない

一、政党又はその支部は官吏、地方公共団体職員、國会議員候補者として公認したもの、法人、株式会社などから寄附を受取ってはならない

一、他人の名義を用いた寄附又は匿名の寄附、直接間接に外國人およびその団体から寄附を受取ってはならない

◇政党に対する國庫補助 一、総額毎年三百万円を國庫から各政党施設費の一部として補助する、その配分は毎回の総選挙における所属候補者の総得票数に比例して割当る

◇立候補 一、政党に属する衆議院議員、地方区選出参議院議員の候補者は支部の推薦で党の公認を要する、全國区参議院議員候補者は党の推薦公認だけでよい

一、公認候補数は当該選挙区の定数を超えてはならない、全國区参議院議員の場合は自由である

◇政党の管理 一、國会内に政党中央管理委員会都道府県に政党地方管理委員会を置くことになった

一、中央管理委員会は各党から選任した二名ずつの代表者を以て地方管理委員会は各党支部で選任した二名ずつの代表者を以てそれぞれ組織する

一、何れも委員長、副委員長各一名を選任する、委員長は第一党から、副委員長は第二党から選出する

◇罰則 一、届出を怠ったり又は虚偽の届出を行った政党の代表者は五千円以下の罰金

## 各党で更に検討 参院は反対

◇今後の政局の推移ともにらみ合せてその成否が重視されている政党法案については十六日午後一時開かれた政党法起草小委員会で種々意見の交換を行った結果、衆議院法制部でまとめた試案を基礎として各党でそれぞれ要綱を作成した上、廿二日の起草小委員会に持寄ることとなったが法制部試案はすでに委員会で十分な審議を盡した結果作成されたものであるので総則以下結成組織会計などの根本的な規定については社、民、自、國協などの大政党としては大した異議なく大体試案の線に落着くものとみられ、問題はむしろ本法によって大きな影響を受ける小会派との関係をどうするかにかゝっている

しかし試案中の政党に対する國庫補助、政党に対する管理機関の性格、罰則などの諸点については大政党側にも相当異論があり就中、國庫補助の問題については社会党がはっきりと反対意向を表明しているのでこれらの諸点は衆議院の審議では相当論議が展開されるものとみられる

◇一方試案によれば参院も同法の対象となることが明らかとなったので重大関心を示し十六日午後の参議院各派交渉会はこの問題で意見を交換、衆議院の審議に対しては極めて慎重な態度で臨むこととなった

特に緑風会の中には依然として政党法反対の空気が強く、その理由としては参院の性格から政党化されない緑風会的団体の存在が必要であるとなしておりさらに引続いて議論もおこなわれている

◇したがって政党法案は衆議院を通過するとしても参院ではかなり波らんを巻き起すのではないかともみられ一部では審議未了に終るのではないかとさえ見る向もある

# 九月中は五百円
## 早期供出奨励金きまる
### 米一石あたり

政府は本年度早場米およびさつま芋の早期供出奨励金につき成案を得たので早急にこれを実施することになった

その実施要領はつぎのとおりであるが特に早場米の奨励金については不利益な耕作地帯の農家の特殊性を考慮して昨年に比し平均約六倍に増額した外供出奨励物資の特配についても研究を進めている

一、米の早期供出奨励金

イ、左に掲げる期限までに供出された本年度産米にたいし左の区分により奨励金を交付する(一石当り)

▽九月末日五百円▽十月十日四百五十円▽十月廿日三百円▽十月末日二百円

ロ、右の奨励金の内左の金額は供出と同時に支払い残額は供出割当を完了した場合支払う

▽九月末日三百円▽十月十日二百七十五円▽十月廿日二百円▽十月末日百円

一、さつま芋の早期供出奨励金

右に掲げる期限までに供出された本年度さつま芋にたいし左の区分により奨励金を供出と同時に支払う(十貫当り)

▽九月廿五日五十円▽十月五日三十円▽十月廿日十円

## 供出割当三千百余万石
### 平野農相談

平野農相は十六日記者団と会見次のように語った

昭和廿二年度産米の予想収穫高は大体六千二百万石でこれから農家保有三千余万石を差引き残り三千百六十万石が供出数量となる、さつま芋は収穫予想十二億貫で供出は五億七千万貫の予定である、本月中に地方割当を始め供出の基礎工作を終り十月から供出運動を展開し十二月廿七、八日ころまでには八割程度は供出してもらいたいと思う、米価は遅くても今月末までには決定したい、國庫補給金は全廃し総べて消費者負担となろう米価の具体的数字はいえないが供出意欲を冷却するような値段には絶対賛成出来ない

# 社民なお対立
## 國管三派協議

石炭國管案をめぐる与党三派連絡会議は十七日午前十時衆院官房室で開き社会、國協両党より國管案を公團法と切離して十八日の閣議で決定するよう希望したのに対し民主党は公團法案に代る機関の設置が先決問題でありしかもこれと國管案との同時提案こそ石炭増産の必須条件であると主張、これに対し社会ならびに國協両党は同時実施の必要は認めるが同時提案は必ずしも必要でないと主張したため意見一致せず結局閣議決定前に三派間で具体的な決定をすることは避けることを申合せた

ついで民主党側から水谷商相が九州地区炭鉱視察の際、電力國営実施の用意ある旨のべた点につき商相の政治的責任を追及、社会党側の反省を求め午前十一時半散会

# 入超三億ドル
## シ議長貿易報告 対日理事会

第四十一回対日理事会は十七日午前十時東京明治生命ビルでシーボルト議長(米)ショウ(英)キスレンコ少将(ソ)商震(中國)各代表出席して開き、まずシーボルト議長から民間貿易再開に関する次の暫定報告がおこなわれた

一、民間貿易再開により外國貿易代表がすでに入國最初の二週間に百八十万ドルの契約が成立した

二、爲替レートの未設定が民間貿易の大きな障害となっているが現状では今すぐレートを決定することは困難である、現在までのところ円および外貨の両建制定制度を設定しているがこれが最も実際的である

三、一九四七年七月一日までの政府対政府貿易は日本からの輸出約二億ドルに対し日本への輸入は約五億ドルに達した

つづいて商震中國代表からの質問に対し應答あり同十一時卅九分散会

## 貿易契約高百八十七万ドル

十七日の対日理事会に提出された参考資料によると九月十六日現在の外國貿易代表数は百二名サーヴィス代表は廿五名で民間貿易代表が日本側と契約した取引高は九月十六日現在において百八十七万七百四十一ドルで、その内総司令部が既に許可したものは四十八件七十九万八千七百九十七ドルまた目下進行中および総司令部が審査中のものは推定百七万千九百四十四ドルである、内訳はつぎのとおり

総司令部許可済み

| | 件数 | 金額(単位ドル) |
|---|---|---|
| 毛皮 | 五 | 三九一三七五 |
| カン詰 | 三 | 一四二七九〇 |
| 陶磁器 | 一一 | 二三八九〇五 |
| 模造真珠 | 二 | 四六〇五〇 |
| セルロイド玩具 | 九 | 二六三三九 |
| その他 | 一八 | 五三三三八 |

進行中および審査中の契約の推定額 一〇七一九四四

合計推定額 一八七〇七四一

備考 総司令部許可済の内『その他』には絹製品、化学製品、つり道具、イースター祭用バスケット、サンダルなどを含む

### ヴ夫人出発

悪天候のため出発を一日延ばした皇太子殿下の家庭教師ヴァイニング夫人は十五日午前七時羽田飛行場を出発した、この日約二カ月の間親しい先生とお別れの皇太子様は義宮様と御一緒に見送りに出られた

# 上閉伊二團体誕生へ

上閉伊郡西部地方の産業開発と文化の発展を目的にいま二つの団体が生れようとしている

◇その一…遠野商工会議所設立によって遠野地方の商業の振興と早池峰山ろくの無尽蔵のかつ森林を利用する木工をはじめとする諸工業の発展を推進しようと二十日ごろ発起人会を開く

◇その二…引揚者更生連盟上閉伊西部支部長本野三夫氏らによって上閉伊郡西部農業文化振興会設立計画はさし当り農業協同組合結成についての啓もう運動と現在準備中の農業会の直営になっている上閉伊工場の地元還元を図ろうとするもの

## 風土計

盛岡八幡祭の始まった十四日には珍らしくも往年のままの馬上姿の神主さん、それに連なる小児の稚[illegible]乗り豆神官や、弓矢を具えた騎馬隊、これに続いてきつね面のお伴、さてはさんさ踊りの附祭まで加わっての豪華版▼酒装しよくこらした山車も西、太鼓の節にのって練りあるくさま、敗戦國の姿としては結構すぎるくらい▼新しい装いの印半天を着したあにいい連の末席をもって、景気のよい音頭をあげる体、いきのうちにも勇ましげな姿に街ゆく人はうっとりと見とれていた▼しし踊さんさ踊りに、さては酒氣をおびた威勢のよい若[illegible]お祭気分を横え[illegible]の醸うつに節労[illegible]れ、神をたゝえ[illegible]祝う一部特権階[illegible]強制的に寄附を[illegible]食代や、あまり[illegible]町印や山車の費[illegible]うか▼恰かも九[illegible]て、まだのこる[illegible]一方、未曾有に[illegible]酷く襲い、[illegible]られている▼山[illegible]あげて、祭りを[illegible]はあるまい祭[illegible]つたら、水害民[illegible]縣民各自が扶け[illegible]に邁進せねばな[illegible]いか

## 時評

# 対ドル交換率の前途
## 物價安定帯維持が最大問題

**桑野 仁**

貿易再開に伴い十月ころには一本の暫定的な爲替相場(輸出入とも交換率)が設定される見込みであり、その率は都留経本副委員長の言によると百五十円は少し無理で、大体百七、八十円になりはしないかという。当初傳えられた複合爲替相場説はだんだん影が薄くなってきて、一本レートへの方向がとられてきている。もちろんこの方が都合がよいことは問題ないが、しかし一本レートといっても、実務相場を大体そのまま出そうというのと、輸出相場または公定相場をつくり、その形に実務相場をもう一本立、後者の方は公表せず裏面で適当に操作しようという考え方もあるようである。この考え方は迫り來るインフレの[illegible]にたいして、爲替相場維持にたいする弱気を示したもので実務レートを公表しないだけギマン的なものといえる。

さて、注意を要することは、今までは経済の安定、國際収支の均衡維持が爲替相場設定の前提条件であり、これなくしてはレートを作っても無意味であるといわれていた。ところが現実の事態の進行はこれと逆のコースをとっている。すなわち、経済が安定され安定通貨ができ爲替相場が設定されるのでなく貿易再開が先に來たのであり、貿易をやってゆくにはどうしても爲替相場がないと都合が悪いから、よい加減のところで相場を決めようじゃないかという考え方である。

百七、八十円という相場はどの位の地位にあるか。昭和十一―十二年平均は一ドル三・四七四円であるから大体五十倍に当る。一方六月のヤミ物價は同時期の三百八十倍、公定物價は廿五倍に当る。公定六、ヤミ四として計算して見て総合物價は大体戦前の百七十倍となる。もっともアメリカの物價もこの期間に相当騰貴しているから、これをそのままとるわけに行かない。新物價体系の安定帯は大体戦前の六十五倍に決められているから、爲替相場はこれとまず見合っているものといえよう。しかし安定帯と見合っているということは、それを維持できるということにはならない。恐らく対米百七、八十円という爲替相場もむずかしいのではあるまいか、クレジットの設定は日銀正貨準備その他の二億ドルが、製金のカタとして使うのを許されたということであり、五億ドルのクレジットといっても、これからどこかの政府や機関が貸してくれる相談をしようというのである。日本で加工された製品の輸出品原料に限られる。さらに、今までの綿糸生産方式は中止され、輸出貿易中心に切りかえられるといわれ、そうなると原料でも補助材料でも、國内にあるものを政治的摩さつをとしても何とかして使おうという努力をせずに、輸入に仰ぐ方が簡便であるから、石炭、鋼材、銑鉄重油、肥料等も輸入しようとする。こう考えて來るとどうそろ國際収支の均衡は相当困難であり、従って設定された爲替相場の安定性は相当困難であるということになる。

といって、われわれはアメリカがさらに金を貸してくれるというような甘い考え方をしてはならない。大体日本の貿易再開自体がアメリカの対外借款政策の合理性附与を物語るもので、欧州に無制限の援助をする代りに日本やドイツのような『勤勉な』國々を自立させ『世界の工場』にしようという意図に出たもので『贈与』はまさに合理性に反するものである。

かくしていまの日本の事態はフランスやイタリア、イギリスとよく似た側面を持つ。フランスのラマディエ内閣やイギリスのアトリー内閣のように、いまの片山内閣の合言葉は『國民の耐乏』であり、輸出し得るものは『國民の汗』のみなのである。ここに新物價水準の安定帯と見合って爲替相場を設定し、低コストの輸出を推進して相場を強力に維持しようという努力があるのであって、その故にいまの日本のインフレがこの前のドイツのように天文学的に飛躍しない理由がある。然しながら『耐乏』もすでに限度に來たのではなかろうか。

朝日新聞の世論調査によれば昨年十一月には國民の黒字家計対赤字家計の比率が五一%対四九%であったものが九カ月後の本年八月初には黒字家計は一一%にすぎなくて國民の実に九〇%は働けども食えない状態にある。もちろんその後において食糧の増配は達成された。しかしこの秋において物價の安定帯がはたして維持されるかどうかは大きな問題として残っており、爲替相場の安定性もそれによって決定されるのである。(経済評論家)

この紙面の著作権は岩手日報社が保持しています。無断転載、複製及び配布は禁止します。